

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	1-5
処分の種類	生活衛生同業小組合の解散命令			
根拠法令条例等・条項	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の10第1項			
処分の概要	生活衛生同業小組合が法の設立要件を欠くようになった場合において、解散を命ずるもの。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に処分実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することが困難なため)			
基準の制定根拠	—			